

北海道 PCB 廃棄物処理事業監視円卓会議（第 58 回）開催結果概要

1 日時

令和 5 年（2023 年）3 月 24 日（金）14 時 00 分から 16 時 10 分

2 場所

PCB 処理情報センター（室蘭市御崎町 1 丁目 9 番地 8）

3 出席者

- ・ 円卓会議委員 13 名、登別市、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、北海道立総合研究機構
- ・ 事務局（北海道、室蘭市）
- ・ 傍聴者 12 名、報道 2 社

4 議事概要

(1) 第 57 回監視円卓会議議事録について【資料 1】

- ・ 前回会議の議事録について確認。特に質疑なし。

(2) 北海道 PCB 廃棄物処理事業の進捗状況等について【資料 2-1 ~ 2-7】

- ・ JESCO から、資料 2-1 から 2-5 により、PCB 廃棄物処理事業の現況、北海道事業の進捗状況、施設の稼働状況、トラブル事象等及び内部技術評価結果について説明。

《主な質疑》

【〇〇委員】最終的な洗い出しの事業（掘り起こし事業）はもう終了したのか、事業によって、（JESCO 登録数の）分母がどのように変化しているのか。

→【JESCO】掘り起こし調査は、ほぼほぼ終わりにきていると認識。新規登録については、変圧器はほぼ出てきていないが、コンデンサーは直近でも登録が若干増えており、安定器についてもわずかながら分母としては増えている状況。

【〇〇委員】北海道事業所の次の在り方みたいなものを検討しているということが書いてあるが、これまで培った知見を生かした事業を模索して、雇用等を守っていただくようご検討いただきたい。

また、今後についてワーキンググループをしているとのことだが、市民の中からアイデアを募集していただきたい。いろいろと考えていることもあるので、どこに出せばいいか整理して教えてほしい。

→【座長】円卓会議の中での話かどうかは別として、可能であれば次の会議でどういう議論があるのかについて伺いたい。

【〇〇委員】受入れ状況の数字について、3月に間に合わないの、その後、4月以降も登録という事業者が多いという見通しになっているのか。

→【JESCO】計画処理完了期限の1年前までにJESCOと委託契約するという処分期間という期限があるので、その期限に近づいたときに、契約件数として多少増えてきたという傾向はある。処理に関しては、持ち込む時期はまた別になるので、年度末に増えるといった際立った傾向はない。

・北海道から、資料2-6及び2-7により、令和4年度の環境モニタリング測定結果及び立入検査実施状況について説明。

《主な質疑》

【〇〇委員】処理施設の完了期間に近づいているので、施設が稼働してから全体的に環境への影響は十分小さいことを一度確認していただく意味で、長期的に見てどういうトレンドだったのかということは何らかの形でお示しいただきたい。

→【北海道】次回に何らかの形でデータを提供したい。

(3) JESCO 北海道 PCB 処理事業所 長期保全計画及び長期処理の見通しについて

【資料3-1及び3-2】

・JESCOから、資料3-1及び3-2により、施設の長期保全計画及び今後の処理の見通しについて説明。

《主な質疑》

【〇〇委員】いずれ近年にこの施設の使命は終わるが、230名ほどの従業員がおり、雇用の問題がある。将来どうするのかということについては、もう少しこの会議の中でも明らかにできるところはしていただけたらありがたい。

【〇〇委員】日本海溝・千島海溝の大規模災害が昨年秋に見直しをされ、この地域でも防災対策を変更しなければならないということになった。そういったことを想定した場合の地震あるいは津波への対応について、確認させていただきたい。

→【JESCO】千島列島で地震が起きた場合にどういった対応をするかというマニュアルの作成指示が消防からあったため、既存の防災計画にプラスして、マニュアルや手順を作成し、地元の消防に提出した。

→【座長】どんなものを出したのか。次回以降、可能な範囲でお示しいただきたい。

【〇〇委員】事業が後半に入り、零細な事業所であってなかなか出せないところや、所有者がはっきり分からないということも表に出てきそうな気配がある。国がきちんと費用も含めて責任を持って処理をするということが求められてくると思うが、国の

助成制度を含めて、現状と今後考えられることについて教えてほしい。

→【環境省】低濃度の PCB についての補助はないが、高濃度の PCB については中小企業者向けの補助制度があり、責任がないが相続等で手元に持っている方などには特に手厚い補助としている。この補助制度は早期処理のインセンティブでもあるので、計画的処理完了期限が終わってからの処理となると、補助率が下がるといった制度設計としている。

【〇〇委員】ある意味では安いうちにやりなさいという促進のように聞こえるが、逆に言えば、逃げてしまうということにもなると思う。事業者の方々に事業規模によってはさらに下げるといった宣伝をできればと思うので、ぜひ再検討してほしい。

→【環境省】先に処理していただいた方よりも補助率を上げるという対応は、公平・中立性の観点から難しい。状況に応じたという意味では、これまでエリア内での処理を想定して補助の上限額を設定していたが、さらなる広域処理が発生したことを踏まえて、その上限額の見直しということも検討している。状況に応じた形で補助の在り方を検討してまいりたい。

【〇〇委員】今、全国的に廃屋を撤去するためのいろいろな条例ができています。廃屋に関しては、各市町村がかなりデータを持っているので、そういったところと連動させて最後の洗い出しをしていただきたい。

(4) その他【資料 4-1 ~ 4-3】

- ・ JESCO から、資料 4-1 により、定期モニタリングにおいて増設施設 1 系プラズマ熔融分解炉排気中の水銀濃度が $55 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ であったことから、大気汚染防止法に関する環境省通知（平成 28 年 9 月 26 日付け環水大大発第 1609264 号）に基づき再測定を実施したこと、応急措置として活性炭吸着塔の切替を行い、水銀の値は十分低い値となったことなどについて説明。

《主な質疑》

【〇〇委員】一般廃棄物の焼却施設でも時々かなり高くなるのがあって、家庭用の機器が入ったとしても、どうしても水銀がでてしまう。 $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ぐらいのものが出たとしても、それが大気中で拡散するので、リスクとしてはそれほど高くはない。古い機器のパーツに入っているのではないかと思うので、目視での監視対応をお願いしたい。

【座長】施設の中に汚染の場所がもしあれば、また動かし始めたときに困ることになるので、丁寧な確認をお願いしたい。汚染の場所をきちんと見て、もし見つけることができれば、汚染物質の処理もきちんと法令に則りやっていただきたい。

- ・ 環境省及び北海道から、資料 4-2 により、福島県対策地域内廃棄物の処理後のモニタリング結果について説明。特に質疑なし。

- ・環境省、JESCO 及び北海道から、資料 4-3 により、福島県対策地域内の高濃度 PCB 廃棄物の処理結果及び前回会議の議題等に係る委員からのご質問に対する回答について説明。

《主な質疑》

【〇〇委員】放医研や森林総研がやっている研究では、空間線量をバックグラウンドにはしていない。環境省は空間線量をバックグラウンドにするというのは、学問的に二つのバックグラウンドがあって、どうなるかということが問題。次は（JAEA の）専門家に来て（説明を）いただきたい。

【〇〇委員】産総研では cpm（計数率）から表面汚染密度や線量率への換算表をネットに出している。環境省にもそういう表があるだろうから出してほしい。

【〇〇委員】PCB 処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の第 2 条には、PCB 特措法で処理を行うと書いてある。PCB 特措法では、放射性物質は扱えない。放射線放射性物質は扱えないと書いてあるのに何で違ったのか。

→【環境省】放射性物質汚染対処特措法に基づいて閣議決定された基本方針を踏まえたもの。なお、放射性物質については、既に福島でほぼ拭い去っており、JESCO では放射性物質自体の処理は行っていない。

【〇〇委員】閣議決定は法律ではない。法律では、PCB 特措法でやるということが明記されているから、いわゆる福島の特措法はここでは使えない。

→【環境省】違法な閣議決定というのは避けなければならないので、関連の法令を全て意識した上で、法律にのっとった閣議決定をしており、その閣議決定に基づいた方針で JESCO に処理を委託したもの。

【〇〇委員】自分たちのやっていることを正当化するという考えのようだ。法の準用という言葉の使い方も非常にあいまいであり、都合のいい解釈の仕方ではないかと思う。

→【環境省】準用という言葉の使い方については、誤解を招く表現であった。考え方を準じて用いるという意味で使っており、法律用語としての「準用」ではないというのはご指摘のとおり。既存の法令に準じて、その考え方を使わせていただいて、きれいにしたものをこちらに持ち込んだもの。

【〇〇委員】状況によっては、いわゆる国の責任の部分（の PCB 廃棄物）を、原発内に持つていくことは法律違反ではない。その選択をすべきではないかと主張したが、しなかったから批判している。

→【環境省】将来にわたってそういう方向性を全く否定する気はない。PCB 廃棄物というのは、様々な性状、数量のものがあるので、そういったものと現実のスペック、あるいは、施設のある地域の住民の皆様の受け止めを総合的に勘案して今後も検討してまいりたい。

【〇〇委員】福島の対策地域内の PCB 廃棄物の受入が知事部局の決定であるということは、

知事に対して、知事が判断をする様々な資料をそろえ、公文書の管理に関する規則に基づき、わかりやすい文書を作って残しておく必要がある。しかし、いろいろな団体が道に対して情報公開を求めたら、全部不存在で（回答が）きた。道民が決めた規定、規則に基づいてきちんと仕事をしていなかったということであり、改めなければ駄目だ。道民に対して誠実な仕事をしてほしい。

→【北海道】回答にあるとおり、複数回にわたる開示請求に対し、環境省からの依頼文書や回答した決定書の内容などの公文書について開示している。会議記録については不存在という形で回答し、円卓会議の中で、日時や場所を決定して関係者を参集するような会議形式で決定したものではないということを説明した。引き続き真摯に対応してまいりたい。

【〇〇委員】道政をやっていく過程で、政策を決めていく過程で、意思決定過程が存在し、その経過や根拠を公文書にしなさいとうたっている。その経過を知りたいと言っているのに対して、存在しませんということはどこから出てくるのか。

→【北海道】開示すべき書類は全て開示しており、会議記録については不存在ということとは事実。

→【〇〇委員】理解できない。何か隠しているのではないかと思われても仕方ない。

- ・未回答の質問については、座長から「円卓会議のルールでは、事業に関し委員は意見を述べることができ、書面により提出するとされていることから、それで答えをいただくというプロセスにしたい」との提案があり、特に異論はなかった。